

病 院 概 要

《 指定医療機関 》
保険医療機関(各種健康保険取扱機関)
生活保護法指定
公害健康被害補償法指定
被爆者一般疾患指定
感染症法(結核)指定

	2階療養病棟 53 床	3階地域包括ケア病棟 53 床	4階療養病棟 53 床	5階療養病棟 53 床
入院基本料	療養病棟入院料1	地域包括ケア病棟入院料2	療養病棟入院料1	療養病棟入院料1

当院は、厚生労働大臣が定める基準により

- (1) 2階・4階・5階療養病棟(各53床)では、入院患者20人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者が勤務しています。
- なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。
- 朝 9時～夕方17時まで 看護職員1人当たりの受持ち患者様は8人以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者様は11人以内です。
 - 夕方17時～朝 9時まで 看護職員1人当たりの受持ち患者様は25人以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者様は32人以内です。
- (2) 3階地域包括ケア病棟では、入院患者13人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。
- なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。
- 朝 9時～夕方17時まで 看護職員1人当たりの受持ち患者様は6人以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者様は9人以内です。
 - 夕方17時～朝 9時まで 看護職員1人当たりの受持ち患者様は22人以内です。
看護補助者1人当たりの受持ち患者様は33人以内です。
- (3) 入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

《 届出事項 》

入院基本料	療養病棟入院料1(在宅復帰機能強化加算・経腸栄養管理加算・夜間看護加算・看護補助体制充実加算1)・療養病棟療養環境加算1 地域包括ケア病棟入院料2(看護補助体制充実加算1) 診療録管理体制加算3・感染対策向上加算2(連携強化加算・サーベイランス強化加算) 栄養サポートチーム加算・データ提出加算2・データ提出加算4 入退院支援加算1(総合機能評価加算)・認知症ケア加算2
食事療養費	入院食事療養費(Ⅰ)
初・再診料	情報通信機器を用いた診療に係る基準
医学管理等	薬剤管理指導料・電子的診療情報評価料
検査・画像診断	神経学的検査・CT撮影及びMRI撮影
リハビリテーション	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 摂食機能療法(注3に規定する 摂食嚥下機能回復体制加算2)
その他	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・入院ベースアップ評価料31